

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第十六回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。さつそくですが、本日の会議録署名委員を指名いたします。

福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、二番村野昭委員、三番石川泰広委員にお願いいたします。なお、本日欠席の一番石川恵一委員については、次回の会議録署名委員といたします。

本日の議題といたしまして、日程第一、農地転用届出確認につきましては農地法第四条にかかるものとして報告第五十五号、農地法第五条にかかるものとして報告第五十六号の計二件となります。日程第二、及び日程第三につきましては、議題はございません。よって日程第一にかかる二件を上程したいと思えます。上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一につきまして上程いたします。それでは、日程第一につきまして事務局より説明願います。

事務局 (日程第一について説明)

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

石川泰広委員 報告第五十五号は、すでに建物が建ってしまっています。過去にも他の案件で、既に建物が建ってしまったている農地転用がありました。なぜこのような農地転用が発生するのですか。

事務局 建物が建った当初において、届出をしていない、若しくは届出をしたが、地目の変更を行わなかったことが考えられます。

森田委員 銀行の融資において土地に抵当権をつけようとした際に、その土地の地目が畑であるのに建物が建つとなると、拒否されてしまいます。昔は、今ほど審査が厳しき無かったので、地目が畑でも大丈夫だったようです。そのため、現在において改めて抵当権をつけようとした際に、農地転用をしなければな

らない状況になってしまおうのです、

石川泰広委員 了解いたしました。

会長 それでは、日程第一、報告第五十五号、第五十六号を確認いたしました。

会長 続きまして、次回農業委員会定例総会開催日程についてでございます。

候補日につきましては、平成二十七年十一月二十四日(火)、二十七日(金)、三十日(月)とさせていただきます、いずれも午前十時から開催とさせていただきます。

皆様の御都合はいかがでしょうか。

委員一同 十一月二十四日(火)

会長 それでは次回農業委員会定例総会につきましては平成二十七年十一月二十四日(火)、場所は市役所第一棟二階第二会議室で午前十時から開催となります。よろしく願います。

会長 以上で第十六回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。